

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部
改正について

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部を次
のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部を改
正する規則

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則（平成 27
年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の別表の備考のうち、以下の項目を削除する。

(3) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割を課されない者(市町村の条例
で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中
「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で
政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出
をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読
み替えた場合に同法第 295 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の
規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死
別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で
定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしてい
ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた
場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものと
し、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に基づく、子ども・子育て支援法施行規則の
一部改正に伴い、本市が設置する幼稚園の保育料に係る規定を有する規則の改正が必要なこ
とから、熊本市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第
8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則（平成27年3月31日規則第49号）新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--|-------------------------------------|----------------|--|-------------------------------------|----------------|
| ○熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則 | | | ○熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則 | | |
| 平成27年3月31日規則第49号 | | | 平成27年3月31日規則第49号 | | |
| (趣旨) | | | (趣旨) | | |
| 第1条 (以下、略。) | | | 第1条 (以下、略。) | | |
| <u>附 則 (令和3年 月 日規則第 号)</u> | | | 附 則 | | |
| 1 <u>この規則は、令和3年9月1日から施行する。</u> | | | (追加) | | |
| 別表 (第2条関係) | | | 別表 (第2条関係) | | |
| 教育・保育給付認定保護者の区分 | | 利用者負担額 (月額) | 教育・保育給付認定保護者の区分 | | 利用者負担額 (月額) |
| 区分 | 定義 | | 区分 | 定義 | |
| 第1階層 | 特定教育・保育のあった月において被保護者である教育・保育給付認定保護者 | 0円 | 第1階層 | 特定教育・保育のあった月において被保護者である教育・保育給付認定保護者 | 0円 |

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|------|---|-------------------------|----|------|---|-------------------------|----|
| 第2階層 | 第1階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者 | | 0円 | 第2階層 | 第1階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該教育・保育給付認定保護者又は養育里親等である教育・保育給付認定保護者 | | 0円 |
| 第3階層 | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者 | 24,300円未満 | 0円 | 第3階層 | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者 | 24,300円未満 | 0円 |
| 第4階層 | | 24,300円以上 48,600円未満 | 0円 | 第4階層 | | 24,300円以上 48,600円未満 | 0円 |
| 第5階層 | | 48,600円以上 77,101円未満 | 0円 | 第5階層 | | 48,600円以上 77,101円未満 | 0円 |
| 第6階層 | | 77,101円以上 211,201円未満 | 0円 | 第6階層 | | 77,101円以上 211,201円未満 | 0円 |
| 第7階層 | | 211,201円以上 | 0円 | 第7階層 | | 211,201円以上 | 0円 |
| 備考 | | | | 備考 | | | |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="309 316 1084 389">この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="342 448 1084 521">(1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p data-bbox="342 580 1084 751">(2) 被保護者 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="353 810 432 836">(削除)</p> | <p data-bbox="1182 316 1957 389">この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1216 448 1957 521">(1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p data-bbox="1216 580 1957 751">(2) 被保護者 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="1216 810 1957 1321">(3) 市町村民税の所得割を課されない者 市町村民税の所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(3) 養育里親等 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>(4) 市町村民税所得割合算額 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。この場合において、子ども・子育て支援法施行規則第21条の2に規定する場合に該当するときにおける当該額の算定にあつては、同条の規定を準用する。</p> | <p>と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。</p> <p>(4) 養育里親等 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>(5) 市町村民税所得割合算額 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の所得割の額を合算した額をいう。この場合において、子ども・子育て支援法施行規則第21条の2に規定する場合に該当するときにおける当該額の算定にあつては、同条の規定を準用する。</p> |